鈴鹿市告示第237号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和7年11月11日

鈴鹿市長 末 松 則 子

- 1 都市計画の種類及び名称 鈴鹿都市計画地区計画国府第1地区地区計画
- 2 都市計画を定める土地の区域 都市計画の図書において表示する。
- 3 縦覧場所 鈴鹿市都市整備部都市計画課